

南国市ものづくりサポートセンター指定管理者

候補者選定審査募集要領

令和6年9月

南国市

目次

1. 指定管理者候補者募集の目的	- 1 -
2. 施設及び業務の概要	- 1 -
(1) 対象施設	- 1 -
(2) 業務の内容	- 1 -
(3) 指定管理期間	- 1 -
(4) 指定管理料	- 1 -
3. 募集の概要	- 1 -
(1) 募集スケジュール	- 1 -
(2) 募集要領等の公示及び配布場所	- 1 -
(3) 選定までの手続き	- 1 -
4. 応募に関する事項	- 2 -
(1) 参加資格	- 2 -
(2) 共同企業体で応募する場合の要件	- 3 -
(3) 指定の取り消し	- 3 -
(4) 申請書類	- 3 -
(5) 申請にあたっての留意事項	- 3 -
5. 参加者の失格	- 4 -
6. 審査に関する事項	- 4 -
(1) 審査の方法	- 4 -
(2) 審査内容	- 4 -
(3) 結果の通知	- 4 -
(4) 審査の項目及び配点	- 4 -
7. 指定管理者の指定及び協定	- 5 -
(1) 指定管理者の指定	- 5 -
(2) 基本協定の締結	- 5 -
8. 留意事項	- 5 -
9. 問い合わせ先	- 5 -

1. 指定管理者候補者募集の目的

南国市ものづくりサポートセンター（以下、「センター」という。）の管理運営を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南国市ものづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例（令和2年南国市条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく、指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集する。

2. 施設及び業務の概要

（1）対象施設

南国市ものづくりサポートセンター

施設の概要は、別添「南国市ものづくりサポートセンター管理運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

（2）業務の内容

仕様書のとおり

（3）指定管理期間

指定管理の期間は令和7年4月1日～令和12年3月31日までとする。

ただし、管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、指定を取り消すことがある。

（4）指定管理料

仕様書のとおり

3. 募集の概要

公募型プロポーザル方式による審査を実施する。

（1）募集スケジュール

募集要領の公示	令和6年9月24日
質問の受付	令和6年10月15日 午後5時必着
質問への回答	令和6年10月18日 午後5時までに回答
参加申込書の受付	令和6年 9月24日～11月 5日午後5時必着
申請書の受付期間	令和6年11月1日～11月22日午後5時必着
審査委員会の開催	令和6年11月下旬
指定管理者候補者の決定	令和6年11月下旬
市議会による指定の議決予定	令和7年1月中（予定）

（2）募集要領等の公示及び配布場所

ア 公示日

令和6年9月24日（火）

イ 配布場所

南国市公式ホームページからダウンロード

（<https://www.city.nankoku.lg.jp>）

（3）選定までの手続き

ア 質問の受付及び回答

募集に関する質問は、「質問書（様式A）」に記入の上、南国市商工観光課あてに電子メールで提出してください

（南国市商工観光課メールアドレス：n-shoukou@city.nankoku.lg.jp）

質問受付期間：令和6年10月15日（火）午後5時必着

令和6年10月18日（金）午後5時までで回答します。

※E-mailの未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信を連絡すること

イ 参加申込書の提出

本件に応募する場合は、「参加申込書（様式B）」に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて持参又は郵送により提出してください。

受付期間：令和6年11月5日（火）午後5時必着

受付場所：南国市商工観光課（南国市大塚甲2301番地 南国市役所3階）

※参加申込書の受付後、随時参加資格を審査し文書にて通知します。

ウ 申請書類の提出

申請書類（3ページ「4. 応募に関する事項（4）申請書類」を参照）は、持参又は郵送により提出してください。

受付期間：令和6年11月11日（月）～11月22日（金）午後5時必着

※受付時間は平日午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）

受付場所：南国市商工観光課（南国市大塚甲2301番地 南国市役所3階）

エ 審査委員会

南国市ものづくりサポートセンター指定管理者候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募団体から提出された書類、プレゼンテーション及び質疑により、審査を実施し、指定管理者候補者を決定します。審査については、4ページ「6. 審査に関する事項」を参照してください。

実施日：11月下旬

※審査委員会の日時、場所、実施方法等の詳細は、別途お知らせします。

4. 応募に関する事項

（1）参加資格

参加者は、次の要件を満たす法人その他の団体であること。参加資格を満たしていない場合は、審査によることなく失格とします。

ア 法律行為を行う能力を有する者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがない者。

エ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

オ 南国市税の滞納がないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手續開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）。

- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ク 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則第3条第1項各号に該当する者でないこと。

(2) 共同企業体で応募する場合の要件

- ア 共同企業体の構成団体は、(1)の要件を全て満たしていること。
- イ 複数の団体が共同企業体を構成して申請する場合は、代表となる団体を定めなければならない。
- ウ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- エ 単独で応募した団体は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- オ 共同企業体で応募した団体は、その構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 指定の取り消し

指定申請時点で参加資格に該当した団体（共同企業体等の場合はその構成団体）が、以後、非該当となった場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(4) 申請書類

申請書類は、原本1部及び副本10部をそれぞれ提出してください（副本は複写可とします）。

- ア 南国市ものづくりサポートセンター指定管理者の指定申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書及び収支予算書
※事業計画書について、募集要領及び仕様書に規定する事業計画書の各項目をすべて満たす内容であれば任意様式での提出も可とする
- ウ 定款、規約その他これらに類する書類
- エ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- オ 団体等概要（パンフレット含む。）
- カ 団体の人員表（役員、常勤従業員、非常勤従業員等）
- キ その他市長が必要と認める書類

(5) 申請にあたっての留意事項

- ア 応募1団体等につき、提案は1案のみとする。複数の提案をすることは不可。
- イ 申請書は、A4紙ファイルに綴じて提出すること。
- ウ 用紙の大きさは、JIS（日本工業規格）A4縦長（一部A3可）とし、両面使用とすること。
- エ 申請書の文章中の文字サイズはJIS（日本工業規格）10.5ポイント以上とすること。
- オ 申請書を提出後に辞退する場合は、「辞退届（任意様式）」を提出すること。
- カ 提出書類の返却は行わない。
- キ 提出書類は、必要に応じて複写する（使用は、庁内及び指定管理者の選定に限る）。
- ク 申請に要する経費等は、すべて申請団体の負担とする。

5. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記4で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- (2) 指定管理料の額の上限を超える提案をしたとき
- (3) 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- (4) 提出期限までに必要書類の提出がないとき
- (5) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- (6) 審査の公平性を害する行為があったとき
- (7) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、委員会が失格であると認めたとき

6. 審査に関する事項

(1) 審査の方法

審査委員会において、提出された申請書類、プレゼンテーション及び質疑により審査・採点を行い、最高得点を得た参加者を指定管理者候補者（以下「候補者」という。）とする。なお、最高得点が同点となった場合は、別紙「審査要領」の規定に基づき決定するものとする。

(2) 審査内容

- ア 審査委員会当日の新たな企画提案、資料配布は禁止とする。
- イ 審査委員会に出席しない事業者の企画提案は無効とする。

(3) 結果の通知

審査結果は、審査を行ったすべての参加者に対して、文書で通知する。候補者が参加資格を失った場合は、次点者を候補者とする。審査結果は候補者の決定であり、指定管理者の指定を約するものではない。

(4) 審査の項目及び配点

審査項目	配点
施設の基本的管理運営方針	10
要求水準を達成するための内容 ・施設及び設備の維持管理を適切に行い、安全かつ快適な利用環境を提供する ・利用者の満足度を高める運営により、施設利用の促進を図る ・ものづくりに関連するイベントの企画・実施により、来館者にもものづくりに接する機会を提供する ・地域活性化、産業の発展に向けて、ものづくりに関連する人材を育成する ・施設の観光誘客に取り組むとともに周辺店舗や観光施設等の利用促進に努める	50
管理運営体制 ・組織構成 ・人員確保に対する考え方	5
スケジュール ・年間事業スケジュール	5

過去の実績	5
提案価格 ・ 指定管理料 ・ 収支計画	25
合 計	100

※要求水準等、審査項目に係る業務内容の詳細は、別紙「南国市ものづくりサポートセンター管理運営業務仕様書」をご参照ください。

7. 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

市議会での議決をもって、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する。

(2) 基本協定の締結

指定管理者の指定後、指定期間における管理運営について必要な事項を定める基本協定を締結する。なお、協定締結後に協定内容の変更が必要な場合は、別途協議することとする。

8. 留意事項

- (1) 審査後に本募集要領及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないこととする。
- (2) 選考の結果についての異議申し立ては認めないこととする。
- (3) 提出書類及び選考の経過については原則非公開とする。ただし、南国市行政情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づく開示請求があった場合には対象文書として公開条例に基づき取り扱いを行うこととする。

9. 問い合わせ先

〒783-8501 高知県南国市大桶甲 2301 番地
 南国市役所 商工観光課商工観光係（庁舎3階）
 担当：小笠原
 TEL：088-880-6560 FAX：088-863-1167
 E-mail：n-shoukou@city.nankoku.lg.jp